



2023年12月15日

各位

会社名 株式会社トリプルワン
(コード番号 6695 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 佐川 達也
問合せ先 常務取締役 企画・管理本部長 都留 顕二
T E L 03-6910-1651
U R L <https://www.tripleone.net>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2023年12月15日開催の取締役会において、2024年1月30日開催予定の第29回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を第3号議案として付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社は、第30期を迎えた節目といたしまして、新たなステージへの飛躍を期すという思いを込め、商号変更を行います。なお、この定款変更は、2024年4月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を附則に設け、効力発生後、この経過措置を削除するものといたします。

詳細につきましては、本日付け「商号の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

- (2) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人を設置するため、第35条（選任）、第36条（任期）、第37条（会計監査人の報酬等）、第38条（会計監査人の責任の一部免除）を新設するものであります。

詳細につきましては、本日付け「会計監査人の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

- (3) 上記条文の新設・削除に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容 変更の内容は別紙のとおりです。

- | | | |
|-------|--------------------|-------------------|
| 3. 日程 | 定款変更のための株主総会開催日 | 2024年1月30日（火）（予定） |
| | 定款変更（商号変更除く）の効力発生日 | 2024年1月30日（火）（予定） |
| | 商号の変更の効力発生日 | 2024年4月1日（月）（予定） |

別紙

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社トリプルワン</u>と称し、 <u>英文ではTripleone Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (新設)</p> <p>第6条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社キャストリコ</u>と称し、 <u>英文では、Castrico Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第6条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 <u>会計監査人</u></p> <p>(選任) <u>第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって 選任する。</u></p> <p>(任期) <u>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段 の決議がされなかったときは、当該定時株主総会にお いて再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 役会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任の一部免除) <u>第38条 当社は、取締役会の決議をもって、会社 法第423条第1項に定める会計監査人の責任を法</u></p>

<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>37</u>条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条（条数繰り下げ、条文は現行どおり）</p> <p><u>附則</u> <u>（商号変更の時期）</u></p> <p><u>第1条 定款第1条（商号）の変更は、2024年4月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 本条は、第1条（商号）の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。</u></p>
--	--